

裁判年月日	平成27年3月20日
裁判所名	東京地裁
事件番号	平26(行ウ)316号
事件名	療養費請求事件
裁判結果	請求棄却

原告 \*\*\*  
被告 埼玉県後期高齢者医療広域連合

## 概要

### 事案の概要

本件の争点は、「医療マッサージを活用した訪問リハビリサービス」等を目的とする株式会社である原告が自己の名で本件療養費の支払を請求することができるか否かである。原告は、被告の行う後期高齢者医療の被保険者に対して、それぞれ原告の雇用するあん摩マッサージ指圧師をして施術をさせ、被保険者らから高確法77条1項の規定に基づき被告から支給されるこれらの施術に係る療養費（以下「本件療養費」と総称する。）の受領について委任を受けたと主張して、行政事件訴訟法4条に規定する当事者訴訟として、被告に対し、本件被保険者らの被告に対する本件療養費の支払を請求する権利に基づき、本件療養費及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで遅延損害金の支払を求めた。

### 関係法令の定め

- (1) 高確法77条（療養費）1項本文は、後期高齢者医療広域連合は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる旨を定めている。
- (2) 高確法62条（受給権の保護）は、後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない旨を定めている。

### 裁判所の判断

原告は、本件被保険者らから本件療養費の受領について委任を受けたから、自己の名で本件療養費の支払を請求することができる旨を主張して、被告に対し、本件被保険者らの被告に対する本件療養費の支払を請求する権利に基づき、本件療養費及びこれに対する遅延

損害金の支払を求めている。原告の主張する「受領についての委任」の趣旨は必ずしも明らかではないが、本件療養費の支給の申請に係る本件申請書に、「上記金額の支給を申請し、その金額の受領を施術した、あん摩・マッサージ・指圧師に委任します。」と不動文字で記載された「申請者」欄に、本件被保険者らの記名押印がされていること（甲2の1から2の90まで）からすれば、本件療養費の受領についての権限を与えられたものにつき、かかる意味において、原告が本件被保険者らから本件療養費の受領を委任されたものであるとしても、そのことから直ちに、本件被保険者らの被告に対する本件療養費の支払を請求する権利について、これを原告が自己の名で行使することができる旨と解すべき根拠は見いだし難い。原告は、あん摩、マッサージ又は指圧の施術に係る療養費の代理受領は、通常の代理とは異なり、いわば債権譲渡のような仕組みになっている旨を主張するが、後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない旨を定める高確法62条の規定に照らし、採用することができない。以上によれば、原告が自己の名で本件療養費の支払を請求することができる旨の原告の主張は、失当であるというほかない。

以上